

## 福岡藩の石炭政策について

柴 多 一 雄

はじめに

- 一 焚石・石炭市場の成立
- 二 石炭の高騰と天明八年の石炭仕組
- 三 焚石の生産過剰と採掘制限政策
- 四 郡方仕組の成立
- 五 焚石の積極的採掘・販売政策  
おわりに

### はじめに

福岡藩の石炭政策については、戦前の遠藤正男氏以来多くの研究が積み重ねられてきている。まず、遠藤正男氏は、天保八年（一八三七）に実施された焚石仕組の成文法である「焚石会所作法書」を検討し、この仕組を藩専売として

販売収益の独占をはかっただけでなく、石炭事業全般を藩管独占事業としたものと位置づけた。<sup>1</sup>その後、瓜生二成氏は、遠賀川の石炭運送を検討するなかで、福岡藩で仕組が始まったのは天保八年でなく、文政九年（一八二六）であることを明らかにした。<sup>2</sup>これらの研究をうけて隅谷三喜男氏は、領主経済が石炭の生産と流通を完全に自己の支配下におく体制をとるに至ったのは文政末年から天保にかけての頃であり、この仕組体制は天保八年の「焚石会所作法書」によって確立を見るに至ったとし、この仕組の意義は、一切の余剰を藩体制の側に吸収し、商業利潤を問屋との間に配分することにあつたと述べている。<sup>3</sup>

これに対し、福岡藩の燃料統制について記した「御仕立炭山定」<sup>4</sup>を分析した松下志朗氏は、仕組の成立を文化十三年（一八一六）とし、その意義は貧窮農民の救済にあり、本百姓経営の維持乃至再建をめざす封建政策の一環としてのものであつたとしている。<sup>5</sup>また、永末十四雄氏は、これまでの研究が仕組の成立以降を主に問題にしてきたとして、焚石会所が設置される文化十三年以前における石炭産業の発展とそれに対する福岡藩の対応について検討している。<sup>6</sup>

このように、福岡藩の石炭政策についてはすでに研究しつくされた感もあるが、仕組の開始時期やその意義など、まだ必ずしも十分に明らかにされていない点もあるように思われる。こうしたことから本稿では、福岡藩における石炭産業の発展と福岡藩の石炭政策の関係をもういちど段階的に検討し直すことによって、福岡藩の石炭政策と焚石組の意義を明らかにしていきたい。

## 一 焚石・石炭市場の成立

福岡藩において石炭の採掘・利用がいつ頃から始まったのか、その正確な時期は明らかでない。「福岡藩民政誌略」は、香月啓益が元禄元年（一六八八）に著した「香月世譜」に、「文明十年三月土民遠賀郡香月村の畑山金剛山にて、黒石を掘出し、薪とす。杉七郎太夫興利これを篝火の料とす」とあることから、これが石炭利用の始まりであろうとされているが、<sup>7</sup> 確かなことはわからない。

福岡藩における石炭に関する最初のまとまった記述は、元禄十六年（一七〇三）になった貝原益軒の『筑前国統風土記』である。すでに何度も紹介された有名な史料であるが、次のようなものである。

燃石 遠賀郡、鞍手、嘉摩、穂波、宗像郡の中、所々山野にこれあり。村民是をほり取て、薪に代用ゆ。遠賀、鞍手殊に多し。頃年糟屋郡の山にてもほる。烟多く臭悪しといへとも、よくもえて火久くあり。水風呂のかまにたきて尤よし。民用に便あり。薪なき里に多し。是造化自然の助也。<sup>8</sup>

この記述から、福岡藩においては遠賀・鞍手・嘉摩・穂波の東四郡や宗像郡では元禄期以前から広く石炭の採掘が行われており、元禄期には城下町福岡・博多に近い粕屋郡でも採掘されるようになっていたことがわかる。しかし、「村民是をほり取て、薪に代用ゆ」とあるように、またこの時期は自給的な性格が強く、販売についてはほとんど注目されていない。<sup>10</sup>

享保期になると、享保五年（一七二〇）に芦屋の沖平太舟持中が、遠賀郡の「焼石」が払底したため、波津浦、鐘崎・勝浦（塩浜共）・津屋崎・福岡、新宮・奈多（塩浜共）といった福岡藩領東部の浦々の漁舟の篝火や製塩用に、豊前国田川郡赤池と鞍手郡赤地の「焼石」を買入れて販売することを許可されている。<sup>11</sup>

福岡藩の石炭政策について

また宗像郡の勝浦では、「塩焼石之儀、数十歳芦屋<sup>ノ</sup>直ニ参り来り候処<sup>ヲ</sup>□□□享保十乙巳二月遠賀郡今古賀邑大庄屋彦三郎、郡中大庄屋中間相談仕、芦屋川口へ積出シ申焼石御留メ被下候様ニ御願上候付、同人願之通被仰付、塩焼百性中甚タ以難儀二指及申候<sup>ト</sup>、数十年來製塩用の「焼石」を芦屋から買い入れていたが、享保十年（一七二五）に遠賀郡の大庄屋の願によって積み出しが止められたため、郡代味岡团右衛門の指示によって、「同（豊前）御領大庄屋方へ相談仕候而芦屋川口積出シ之証拠申請候而、其証拠ヲ以当御領鞍手郡御徳村・赤地邑両所之焼石買調積廻シ候様ニ可仕候<sup>ト</sup>、豊前小倉藩の積出証拠を得て、鞍手郡御徳村の「焼石」一万五〇〇斤を買い入れている。

延享二年（一七四五）には、同じく宗像郡津屋崎の塩浜百姓团七が、「焼石」を鞍手郡御徳村から芦屋まで積み出すための「川平太」と芦屋から津屋崎の塩浜まで回漕するための一二〇石積船一艘および一〇〇石積船四艘の許可を得ている<sup>14</sup>。このように、十八世紀前半には宗像郡の勝浦・津屋崎といった塩浜では、それまで買い入れていた遠賀郡の「焼石」が不足したため、鞍手郡や豊前田川郡から「焼石」を購入しなければならなくなっていることがわかるのである。

元禄頃に採掘・利用が始まったとみられる粕屋郡の石炭は、城下町福岡・博多に近いこともあって福岡・博多両市中にも販売されたが、悪臭がひどかったため最初は火力を必要とする瓦工や焰硝屋でしか用いられなかった<sup>15</sup>。都市で石炭が広く用いられるようになるのは、「焼返して浮石の如くなりたるは、臭気少し<sup>16</sup>」とあるように、石炭を焼き返して煙や悪臭を減少させる方法が発見されてからであり、これ以後、「粕席二郡は城下に近ければ、焼返して日毎に馬に負せ来り、うる事夥し<sup>18</sup>」と、粕屋・席田二郡から福岡・博多両市中に焼き返した石炭がさかんに販売されるようになった。

ところで、福岡藩ではこれまで引用してきた史料からわかるように、この時期までは石炭の呼称として「燃石」あ

るいは「焼石」が用いられていた。しかし、中期以降になるともっぱら「焚石」と「石炭」が用いられるようになる。このうち「焚石」は「生石」ともいって現在の通常の石炭を指し、「石炭」はこれを焼き返したコークスを指した。また、これらを数えるのに、「焚石」は重量(斤)で数えたが、「石炭」は容量(俵)で数えていた。このように、福岡藩では「焚石」と「石炭」は厳密に区別されており、その用途も「焚石」は主に製塩用として、「石炭」は主に都市の燃料として用いられていた。本稿では、こうした福岡藩における区別を踏まえて、以後、現在の通常の石炭を指すときは焚石を、焼き返したコークスを指すときは石炭を使用し、特にこれらを区別しないで石炭一般を指すときは石炭を用いることにしたい。

福岡藩におけるこのような焚石と石炭の区別を前提として、次の元文二年(一七三七)に博多に出された達をみると、この史料にみえる「石炭」は焚石でなく、焼き返した石炭であることがわかる。

一 粕屋・那珂・席田より石炭持出シ売候百姓多ク、田作障ニ相成候二付、右三郡共ニ五拾歳以上之者斗提札持、石炭売らせ可申候、若無札之者が買取申候炭ハ取戻シ申付候、尤炭直段売俵二付四拾文ヲ高直に申付候。<sup>19)</sup>

この達は、享保の飢饉によって大きく減少した農村での労働力を確保するため、粕屋・那珂・席田三郡の石炭売りを五〇歳以上の者に制限したものであるが、同時に石炭の値段を一俵四〇文以下に定めており、すでに福岡・博多両市中においてかなりの石炭需要があったことがわかる。

一方、遠賀・鞍手・嘉麻・穂波の東四郡でも、延享四年(一七四七)に小倉の福岡藩御用達鍋屋五兵衛が鞍手郡の「石から」<sup>20)</sup> 石炭を年に三〇〇〇俵買入れることを許可されており、寛延三年(一七五〇)には下関の野上屋彦左衛門も鞍手郡の「石炭」<sup>21)</sup> 石炭を年に三〇〇〇俵積み出すことを許可されるなど、石炭が小倉や下関に販売されていたことがわかる。しかし、元文元年(一七三六)に「石炭支配」に任命された鞍手郡勝野村次郎吉が、翌年には「今

程右掘申人柄少く候に付福岡廻も不得仕候」という理由で御役御免を願い出なければならなかったことや、延享五年（一七四八）に鞍手郡直方町の船庄屋与次兵衛と博多桶屋町の赤間屋助兵衛の兩人から出された東四郡の「石がら」<sup>(21)</sup> 石炭の福岡・博多両市中への回漕願が、これを許すとその多くが小倉・瀬戸内海辺へ回ってしまうとして不許可になったことなどから、この時期の東四郡の石炭は、領内ではあるが地理的に遠く、玄界灘を越えねばならなかった福岡・博多両市中ではなく、領外ではあるが距離的に近い小倉や下関を主な市場としていたと考えられるのである。

このように十八世紀前半における石炭市場は、主に製塩に用いられる焚石市場と、都市の燃料として用いられる石炭市場があり、焚石市場は遠賀・鞍手・嘉麻・穂波の東四郡（一部豊前田川郡を含む）に依存する宗像郡の勝浦・津屋崎両塩浜が中心であったが、石炭市場は、粕屋・那珂・席田三郡に依存する福岡・博多両市中と東四郡に依存する領外の小倉・下関の二つの市場があり、この二つの石炭市場はそれぞれ独立して存在していたのである。

しかし明和期になると、「表粕屋郡石炭、筑後々年来買取来候分、近来二至弥余分二売出シ申と相聞へ候」と、それまで福岡・博多両市中へ販売されていた粕屋郡の石炭が、領外の筑後へさかんに売り出されて両市中の石炭が不足するようになり、藩は粕屋郡の石炭の領外への販売を禁止しなければならなくなるのである。<sup>(22)</sup> こうした状況のなかで、明和九年（一七七二）には福岡湊町の加瀬屋利八が、「近来石炭払底二而高直二相成、市中之不勝手二も相成候間、芦屋廻り石炭問屋二被仰付被下候ハ、追々仕入も仕余分積廻シ候ハ、下直二も可相成候」と、東四郡の石炭を福岡で販売することを願い出て許可されており、明和から安永期になると、それまでほとんど回漕されていなかった東四郡の石炭が福岡・博多両市中に回漕されて販売されるようになるのである。

## 二 石炭いしすみの高騰と天明八年の石炭いしすみ仕組

前節でみたように、福岡藩では明和から安永期にかけて、東四郡の石炭いしすみが福岡・博多両市中で販売されるようになるのであるが、ちょうどこの頃から瀬戸内地方の塩田で石炭いしすみ焚いきが始まり、東四郡の焚石いしすみが大量に瀬戸内地方に積み出されて、福岡藩の焚石いしすみ・石炭いしすみ市場は大きな影響を受けることになる。

製塩業における石炭の使用は、すでにみたように福岡藩では享保期以前から勝浦・津屋崎などの塩浜で行われており、小倉藩でも曾根浜で石炭いしすみ焚いきが行われていたが、いずれもそれほど大規模なものではなかった。

瀬戸内地方における石炭いしすみ焚いきは、明和九年（一七七二）以前に安芸生口島の瀬戸田浜で始まったと推測され、従来瀬戸内塩田で最初に石炭いしすみ焚いきが行われたとされてきた周防三田尻浜では、豊前曾根浜で石炭いしすみ焚いきの技術を習得した東須賀の忠右衛門が、安永七年（一七七八）三月に青江浜で石炭いしすみ焚いきを試み、同年九月に三田尻浜で石炭いしすみ焚いきを実施したが、天明元年（一七八一）に三田尻から津屋崎へ石炭いしすみ焚いきの見習が派遣されて以降、しだいに石炭いしすみ焚いきが普及するようになり、寛政年間（一七八九〜一八〇〇）には防長二国の塩田はもっぱら石炭いしすみ焚いきになったとされている。<sup>27</sup>

この時期、瀬戸内地方の塩田で石炭いしすみが使用されるようになった背景には、製塩業の経営支出の約半分を占めていた燃料の薪の不足・高騰があった。このため薪焚いきに比べて約半分の経費ですんだ石炭いしすみ焚いきは三田尻を中心とする防長塩田から瀬戸内全域に急速に広まることになったのである。<sup>28</sup>そして、それとともに東四郡の石炭いしすみは、それまでの狭隘な領内市場から瀬戸内地方の塩田へと大きく市場を拡大し、この需要の拡大を背景にその生産も急速に発展することになった。しかもこの新市場は石炭いしすみに焼いき返さねばならなかった都市市場とは異なって、生石のまま売り捌くことができたため、東四郡の焚石いしすみは大量にこの新市場へ積み出されることになったのである。

福岡藩の石炭政策について

このため、粕屋郡だけでなく東四郡の石炭にも依存するようになっていた福岡・博多両市中では、「遠賀・鞍手・嘉麻・穂波四郡の百姓作間二仕出シ候焚石并石炭、近年旅出多ク、両市中諸士二至迄、別而高価差支候」と、石炭の高騰をまねいた。天明八年（一七八八）九月の粕屋郡仲原村の庄屋の記録によれば、「石炭三拾四五年已前ハ、廻シ一俵二付三十文位致候、其後ハ五十文位仕候得は宜敷直段と相悦ヒ申事二候、夫が六十文位久々致候、上り下り仕居候処、近年ハ百弍拾文、夫が百五十文、又は百八十文二相成候」と、三十四、五年前に一俵三〇文であった粕屋郡の石炭は、その後五〇文から六〇文位で安定していたが、近年では一二〇文から一五〇文あるいは一八〇文と、二倍から三倍にもなっていたのである。

この頃には、すでに町人だけでなく家臣の間にも石炭の使用が広まっており、石炭の購入に多額の出費を強いられた家臣や町人を救済する必要に迫られた福岡藩は、天明八年から石炭仕組を実施することになるのである。この石炭仕組は、遠賀・鞍手両郡担当の郡奉行富永甚右衛門が中心となって実施したもので、その基本は、「両市中江芦屋を運送仕候石炭之儀、余分二両市中着船有之候得ハ、自然と潤沢二罷成、直段も引下り可申と奉存候」とあるように、東四郡で生産される石炭を大量に福岡・博多両市中に回漕し、石炭の供給を安定させることによって、その価格を引き下げることにあった。

天明八年五月、焚石・石炭の他領への積み出しが禁止され、同年十二月までに約一〇万俵の石炭が芦屋から両市中に回漕された。しかし、東四郡の石炭は、「杓斗六升入三俵二而四斗桶杉盛一盃」とあるように、一俵が一斗六升入の小俵で、粕屋郡の石炭の三分の一の容量しかなく、しかも「本廻シ俵二いたし候ハ、五俵程も入不申候而ハ杓俵無之程」容量の少ないものもあつたため、東四郡の石炭一〇万俵は、「粕屋大俵二直シ候得は三万俵内外」と、粕屋郡の石炭にすれば三万俵程にしかならなかつた。このため、さらに先月以来芦屋の石炭問屋が買い付けていた三



万俵余と嘉麻・穂波両郡で生産された八万俵の石炭を買い入れるため、石炭問屋買付け分の石炭買入れ代銭として一俵につき四五文、嘉麻・穂波両郡からの石炭買入れ代銭として一俵につき四二文、合計銀約四八貫四五〇目が仕入銀として村救銀から貸し付けられた。<sup>(37)</sup>

また、福岡・博多両市中では、この芦屋廻りの石炭を売り捌くため、新たに第1表のように一一軒の芦屋石炭問屋を取り立て、それまで一俵五文から五六文で販売されていた芦屋廻りの石炭を、四三文の仕入銀の上納分に二文あるいは四文

(岡手)の苦勞銀を加えた四五文か四七文(岡手)の公定値段で販売させることにした。<sup>(38)</sup> 翌寛政元年には城下に隣接した春吉村と下警固村の者にも芦屋廻り石炭の販売を認めている。<sup>(39)</sup>

天明八年十一月には、翌寛政元年正月か

福岡藩の石炭政策について

第1表 福岡・博多両市中芦屋石炭問屋

		芦屋石炭問屋	
両市中	福岡湊 町	綿 屋忠 次	
	同 大工町	米 屋庄 三	
	同 上名嶋町	長崎屋佐 平	
	同 中名嶋町	高瀬屋延十郎	
	同 舟津町	貝 屋次兵衛	
	博多対馬小路町下	釘 屋六右衛門	
	同 西町浜	日高屋七郎右衛門	
同 浜小路町	綿 屋伊 八		
両市中 岡 手	福岡薬院町	主 屋文 助	
	同 西 町	紙 屋武 助	
	博多祇園町	陶 師宗 七	

〔註〕『御仕立炭山定』33頁、天明8年12月朔日条より作成。

第2表 東4郡焚石の川下げ願い高および買受け願い高

	上焚石	屑焚石	合 計	買 受 け 先
川下げ願い高	千斤 12,573	千斤 8,910	千斤 21,483	
買受け願い高	9,000	4,000	13,000	勝浦・津屋崎両塩浜
	1,000	—	1,000	博多焼物師
	500	150	650	和白塩浜
	500	—	500	浦々漁焚石
残 高	1,573	4,760	6,333	

〔註〕直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 榎炭・石炭史料」(解説79-4)天明8年12月朔日条より作成。

ら十二月までの地売分を除いた焚石・石炭いしずみの芦屋までの川下げ願い高とその買受け願い高の調査が行われた。<sup>40</sup> このうち焚石の川下げ願い高とその買受け願い高は、第2表のとおりであり、川下げ願い高二一四八万斤余に対して買受け願い高は一五一五万斤しかなく、川下げ願い高の約三分の一にあたる六三三万斤余は買受け先がなかった。この数字はどちらも願い高で、どの程度実態を反映したものか不明な点もあるが、すでに東四郡の焚石の生産量が領内の需要をはるかに上回っていたことがわかる。

これに対し郡奉行富永甚右衛門は、買受け先のない焚石をそれまで焚石を用いていなかった福岡藩領西部の早良郡姪浜・志摩郡今宿・怡土郡徳永の三塩浜や怡土・志摩・早良三郡の農村で消費させようとしたがうまくいかず、結局余剩焚石六三三万斤余のうち屑焚石四七六万斤は勝浦・津屋崎両塩浜に塩焚竈数を増させて消費させることとし、上焚石一五七万斤余は博多瓦師に一〇〇万斤を願い出させ、先に一〇〇万斤の買受け願を出していた焼物師にも増斤願を出させて、すべて領内で消費させることにした。<sup>42</sup> これは、一部でも領外への販売を認めれば、石炭いしずみに焼き返す焚石まで積み出される恐れがあったことや、部分的な販売を認めればその取締りが困難であったために取られた措置であったが、<sup>43</sup> 一方では、「四郡之内山元出高を減シ候而ハ、村々難儀可仕」<sup>44</sup>とあるように、焚石の採掘が農村救済としての意味をもっていったため、採掘を制限すればこうした村々が困窮する恐れがあったからであった。そして、屑焚石の割合が増えて両塩浜の製塩に支障が生じるのであれば、「減シとハ違ひ増之儀ハ少も指支無御座候」<sup>45</sup>と、増産してでも上焚石を回漕するとしているのである。

このように、焚石は勝浦・津屋崎両塩浜を中心に願い出高を強制的に領内で消費させたのに対して、石炭いしずみは「何程二而も俵数ヲ不限、余計二仕出候共、勝手次第第二芦屋立川下ケ両市中出御免」<sup>46</sup>と、無制限に生産・販売できるようにし、<sup>47</sup> 焚石は石炭いしずみに焼き返さなくてはそれ以上販売ができないようにしたのである。また、これまで焚石は勝浦・津屋

崎両塩浜に限って一〇〇斤につき四文の淵口出運上が賦課されていたが、これ以後は「焚石計地旅ニ不限百斤四文ツ、淵口運上以後共ニ取立、石炭ハ何程俵数余計ニ仕出候共勝手次第無運上」<sup>(48)</sup>と、芦屋川下げの焚石にはすべて一〇〇斤につき四文の運上を賦課する一方、石炭は何積積み下しても無運上とし、税制面で焚石よりも石炭の販売を優遇することによって、できるだけ焚石を石炭に焼き返させるようにしたのである。

この石炭仕組の実施によって、「当郡内之石炭も次第下ケニ相成、俵二付百廿文位ニ相成」と、それまで一俵一八〇文位していた粕屋郡の石炭も、天明八年（一七八八）十二月には一二〇文位に下がったが、さらに寛政二年（一七九〇）十一月には、「御奉行様は是非共ニ石出シ申候而、石炭俵八十八文直段ニ相極メ申候様被仰付」と、郡奉行からできるだけ石炭を増産して、八〇文の公定値段で販売するように達せられた。しかし、この公定値段での販売は一俵八〇文への価格引き下げは、「郡中稠敷八十文売ニ申付候間、御奉行様御屋敷、荒戸四番丁又之進所御屋敷へハ一向炭売寄付不申、又ハ直段八百十文位ニ買取、銭払之節八十文充代銭相渡候屋敷も有之事ニ付、十人之内三人四人程ハ炭売相止申候者も有之、廿六・七日頃ハ地行・鳥飼・薬院町角へは参り不申候ニ付、殊之外無手廻しニ相成、炭直段高直ニ相成申候事」と、粕屋石炭売りの強い反発を招いて、かえって石炭価格を引き上げることになり、翌寛政三年正月には、「石炭売之儀、去ル十二月殊之外差もつれ候得共、当月ニ相成候而ハ難及手候ニ付、俵代百拾文位ノ下直ニハ売不申候へ共、其成ニ而相済申候」と、一俵一一〇文位の高値で安定することになった。

ところで、この石炭仕組は福岡・博多両市中の石炭不足とそれによる石炭価格の高騰を解消することを目的に実施されたものであり、石炭およびその原料となる焚石の領外への販売は禁止されたが、焚石の採掘は制限されず、むしろ石炭の増産をはかるために採掘の奨励が行われていた。粕屋郡では、寛政二年（一七九〇）十一月に、「御仕組出来仕、村々共ニ仕組石丁場出来仕候ニ付、大隈抱内長原者村境ニ丁場出来、本合村抱ニ丁場出来仕候」と、仲原

村の近村で二か所の新丁場が開かれており、東四郡でも寛政元年八月に、「何分根付比々九月迄八村々石焼立・堀立共二不成」と、農村から農繁期の石炭生産や焚石採掘は困難であるとの申し出があったのに対し、郡奉行富永甚右衛門は芦屋問屋と協議して、「旅日用類之者相對仕、高三万俵堅受合、其上八出来次第四五万俵二も成候様可仕」と、領外からの日雇いを使って焚石を掘らせ、石炭に焼き返させるようにしているのである。

このように天明八年の石炭仕組は、新しく見いだされた瀬戸内地方の塩田に大量の焚石が積み出されることによつて、福岡・博多両市中の石炭が不足・高騰したため、家臣や町人の救済に迫られた藩が、両市中の石炭価格を引き下げるために、焚石・石炭の領外への販売を禁止し、東四郡の石炭を両市中に回漕して公定価格で販売させるとともに、粕屋郡の石炭についても、その増産をはかつて公定価格で販売させようとしたものであった。しかし、石炭の安定供給については、東四郡の石炭を買い入れるために仕入銀を貸し付け、両市中に新たに芦屋石炭問屋を立てることによつてそれなりに実現することができたが、石炭価格の引下げについては、「石炭之儀八定直段二而八両市中間屋共指支候趣二付、旅出一切八御仕組之通指留メ、相對売相願候間相伺、当春已来其通り二被仰付置候」とあるように、公定価格での販売では経営に支障が生じるとする芦屋石炭問屋の要求によつて、当初は寛政三年冬までの予定であった仕組が、同年春には相對売りとなつて中止され、粕屋郡の石炭についても、粕屋石炭売りの抵抗によつて必ずしも期待通りに引き下げることができなかったのである。

### 三 焚石の生産過剰と採掘制限政策

寛政三年（一七九一）春に芦屋廻りの石炭が相対売りとなった後も、焚石・石炭の領外への販売は禁止されたままであった。一方、焚石の採掘は天明八年の石炭仕組ではまったく制限されず、むしろ石炭の増産をはかるため採掘の奨励が行われており、仕組廃止後も、「遠賀郡遊民為御救、焚石仕組山仕入御郡錢拜借被仰付候」とあるように、下層農民の救済のためさかんに焚石の採掘が行われていた。

これに対し、領内の焚石市場は勝浦・津屋崎両塩浜を中心とする狭隘なもので、すでにみたように天明八年の石炭仕組開始当初から、東四郡の焚石の生産量は領内の需要を大きく上回っており、両塩浜は一三〇〇万斤の買受け願い高以外に、需要がなかった屑焚石四七六万斤を強制的に割り付けられて消費させられていたのであるが、寛政六年（一七九四）頃になると、両塩浜の焚石需要は、「両塩浜廻り焚石千三百万斤、年々定格買入申候約束前二候処、近年買入八百万斤程ならてハ無之、五百万斤程相残り問屋共甚指支候」と、買受け願い高の一三〇〇万斤をも大きく割り込んで八〇〇万斤程に激減し、五〇〇万斤程が売れ残るようになった。

さらに石炭も、「石炭ハ御家中様御用を第一二仕、其外両市中相對売、年々凡式拾万俵程須口出御証こ被仰付」と、年に約二〇万俵が福岡・博多両市中に回漕されることになっていったが、寛政十年（一七九八）には、「只今旅石炭余計入込候由二而、芦屋々積込いか斗も両市中買手無御座候」と、唐津をはじめとする他領からの石炭が両市中に入り込み、芦屋廻り石炭に対する需要が減少しはじめるのである。

このため、東四郡の村々や芦屋・若松の焚石問屋・石炭問屋には売れ残った焚石・石炭が大量に積み残されることになり、山元村や芦屋・若松の焚石問屋・石炭問屋は、しきりに焚石・石炭の領外への販売を藩に願い出るようにな

った。この領外への販売願は、現在判明するだけで第3表のようになつており、「石炭仕組が廃止された翌年の寛政四年（一七九二）以降、ほぼ毎年のように願が出されている。これらの願は、いずれも山元村または芦屋・若松の焚石問屋・石炭問屋がそれぞれ独自に、年貢米輸送に支障のない二月から八月を一季として領外への販売を願ひ出したものであり、八月までに売り捌くことができなかつた場合は、再び日延べあるいは月延べを願ひ出て販売を行っている。藩は石炭仕組廃止後も、焚石・石炭の領外への販売は禁止していたが、「屑石之分ハ御国内ニ而用達不仕埋捨り候」とあるような屑焚石や実際に領内で消費できない余分の焚石・石炭の領外への販売を禁止する必要はなく、これらの要求はつねに「容易ニ難相成儀ニ候得共、以別儀為御救」、販売が認められていった。

こうした領外への販売要求は、寛政十年（一七九八）になるとさらに強くなり、それまで山元村は山元村から、問屋は問屋からとそれぞれ個別に出されていた要求が、「遠賀・鞍手両郡焚石・石炭山元村々庄屋中井川庄屋・芦屋両

第3表 寛政期における焚石・石炭の領外販売願

期 間	願 主	焚 石	石 炭	備 考
寛政4年冬～同5年8月	穂波・鞍手両郡	千斤*	俵	
寛政5年2月～同年8月	遠賀郡中間村	1,800*		
寛政5年春～同年8月	芦屋・若松	—*	—*	
寛政5年9月～同年10月	芦屋・若松	1,076*	1,950*	延期分
寛政4年12月～同5年8月	穂波郡8か村	13,640	134,000	
寛政6年春～同年秋	穂波郡8か村	8,836	113,750	延期分
寛政6年5月～同年12月	芦屋町焚石問屋	5,000		
寛政9年2月～同年8月	遠賀郡吉田村	800*		
寛政9年2月～同年8月	遠賀郡古賀村	1,200*		
寛政9年2月～同年8月	鞍手郡8ヶ村	2,500*	8,000*	

\*は、焚石は屑石・悪石、石炭は悪石炭・乱俵。

〔註〕『御仕立炭山定』寛政5年2月21日条（61頁）、同寛政5年9月18日条（62頁）、同寛政6年2月20日条（64頁）、同寛政6年5月4日条（65頁）、同寛政9年2月24日条（76頁）より作成。

問屋中」と、領外販売の実現という点で利害が一致する山元村庄屋・川庄屋・問屋の三者の連名で提出されるのである。このときの要求は、寛政十年から六年間、毎年八月から二月の間に屑石・悪石三〇〇万斤、石炭一万俵、六年間で合計屑石・悪石一八〇〇万斤、石炭六万俵を領外へ販売したいというもので、それまでの一年を一季としていた販売期間が六年という長期間のものになっているのである。

このようにして、焚石・石炭の領外販売禁止を掲げながらも、領内市場の縮小と焚石・石炭の増産を背景とする領外販売要求の高まりのなかで、農民や問屋層の要求に押されるかたちで、ずるずると要求を認めてきた福岡藩は、それまでの石炭市場の安定を目的とした単純な焚石・石炭の領外販売禁止政策から、より現実に対応した政策をうちだす必要にせまられるようになるのである。すでに郡奉行坂田新五郎は、寛政六年（一七九四）の芦屋焚石問屋からの領外販売願に対する上申書の中で、「兩塩浜一季入用分計、四郡焚石山中二割合掘立、其余八山留被仰付候哉、又一ヶ年惣掘高を御極被下、其内八兩塩浜入用分を除、其余八旅出被仰付候哉、極意唯今迄之通四郡勝手次第掘出シ候而、定格之買口八兩塩浜焚料・浦々之漁焚石計、其内塩浜五買入格別二相減シ候而八何分差支可申候」と、焚石は無制限に採掘されているのに、その販売先は勝浦・津屋崎兩塩浜の焚料や浦々の漁焚石しかなく、しかも兩塩浜の需要が急激に減少している状況では、焚石の販売を領内にとどめておくのは困難であるとして、兩塩浜の需要分の焚石だけを採掘して残りは採掘を禁止するか、あるいは一年の採掘量を決めて採掘して兩塩浜の需要分以外は領外への販売を許可するか、いずれにせよ焚石の採掘を制限する必要があることを述べていたが、寛政十一年（一七九九）になると、郡方受持の家老浦上數馬が、焚石の採掘を領内の需要にあわせて制限することを検討するように郡奉行に達しているのである。

この焚石の採掘を領内の需要にあわせて制限しようとする政策の背景には、次のような考え方が存在していた。

熟相考るに、数十年來日々山林・平野・田圃の下までも、縦横に地中を穿ち通候得は、地脉尽く絶へ、地底永く虚耗いたす事候、さすれハ後年山林ハ潤沢の気尽き、竹木おのつから凋瘁し、地氣ハ天の下済を請て上行氣勢なく、百姓とも辛苦いたし、培養いたし置候稲麦も、少しの風旱、少しの蝗災にも大にいたみ、夫がしては追年おのつから御蔵入も減し可申哉、かくのことく漸々に成行來、御当国の良地も忽變して、薄齒の地と相成候時節に相成候ハ、百計千慮いたし候共、手を束ねてはいかむとも仕法なく、誠に恐入候事二候<sup>67</sup>

すなわち、いままでのように地中を縦横に掘って焚石の採掘を続けていけば、田畑を損ない、年貢収入の減少にながりがかねないというのであり、これは、「眼前の小利を貪り、後年の大害をおもハさらんハ有之間敷事」であるというのである。したがって、「自今以後焚石を掘る事を一切可被禁処、一統之便利を闕候儀被加御用捨候、先此已後ハ掘手を減し、御城下之料及び端々二而も薪材に乏敷所之料彼は大様を積り、其資用ほと掘らせ度候、さすれハ是迄堀來居候所も成丈可被禁候、人数減し候者共ハ皆々農二歸し、稼方一筋二可申付候」と、今後は焚石の採掘を一切禁止すべきであるが、まったく禁止してしまつては領民の不便となるので、今後焚石は領内の需要を見積つてその分だけを採掘し、それ以外はできるだけ禁止して、採掘をやめた者は農業に従事させることにしてはどうかというのであり、それについて、「各重疊被遂勘弁、可然仕法追而可被申出候」と、郡奉行に検討して申し出るように達せられているのである。<sup>68</sup>

これに対する郡奉行達の答申は不明であるが、同年五月に嘉麻・穂波兩郡の四か村が焚石・石炭<sup>いすげ</sup>の領外への販売を許可された際には、それまで一〇〇斤につき四文であった焚石の運上が二倍の八文になり、それまで運上が賦課されていなかった石炭も新たに一〇〇俵につき一二〇文の運上が賦課されるなど、<sup>69</sup>税制面から焚石・石炭<sup>いすげ</sup>の販売に制限が加えられるようになっていたのである。



そして、翌寛政十二年（一八〇〇）三月には、上座郡福井村の焚石の他領への販売が、「村々別而薪替り重宝二候品、猥ニ他邦二取散候而は先々手聞不益眼前之事二付」として禁止され、次のような達が出されている。

一 両郡内江売捌候程丁場相立、其余之丁場ハ相止可申候事

一 売出吟味之ため、且仕組として沓駄二付銭六文充運上申付候事

一 丁場入口ニ高札相立候条、場所可申出候事<sup>(2)</sup>

すなわち、上座・下座両郡内で販売するだけの焚石丁場を残して他の丁場は停止する。販売取調べのため、また仕組として一駄につき銭六文の運上を徴収するというもので、焚石の採掘を領内需要分に制限しようという政策が具体化されているのである。

このように、寛政末期になると福岡藩の石炭政策は、それまでの石炭市場の安定を目的とするものから、焚石の採掘を制限する方向へと大きく変化するのであるが、その背景には、縮小する領内市場と領内需要をはるかに上回るまでに発展した焚石・石炭生産という焚石・石炭の需給の極端な不均衡があり、領外への販売を求める農民・問屋層と年貢収入の基本となる田畑と将来の燃料資源としての焚石を保護しようとする藩との対立があつたのである。しかし、すでに一定の発展をなしとげていた焚石の採掘を領内需要にあわせて制限することは、それがそれほどさかんでなかつた上座郡などでは可能であっても、すでに農業以外の主要な産業として大きな意味を持つようになっていた東四郡では容易でなく、焚石・石炭の生産・販売の拡大を求める農民・問屋層とこれを制限しようとする藩との対立が一層深まることになるのである。

#### 四 郡方仕組の成立

寛政十年（一七九八）以来六年間にわたって実施された「遠賀・鞍手両郡焚石・石炭山元村々庄屋中井川庄屋・芦屋両間屋中」による屑焚石・石炭の領外販売が、期限通り享和三年（一八〇三）八月に終了すると、翌享和四年（一八〇四）には「山本村々井川船船頭、芦屋・山鹿・若松間屋共」が、再び屑焚石・石炭の五年間の領外への販売を藩に願ひ出た。<sup>11)</sup> 遠賀・鞍手両郡担当の郡奉行坂田新五郎は、「根元焚石を堀候義土地之煩ニ可相成、後年を相謀勘弁可仕御趣意先年御沙汰も御座候」と、焚石の採掘を制限するという方針が出されている以上、たとえ屑焚石であつても領外への販売を許可することはできないが、これを許可しなければ、「眼前渡世を失ひ候者共及数百人申候」ことになり、許可するしか方法がないのではないかと苦慮していた。<sup>12)</sup>

こうした状況のなかで、遠賀郡虫生津村大庄屋毛利喜八郎と鞍手郡直方町大庄屋庄野与四右衛門の兩人が、「当年卯月迄四ヶ年之間、一ヶ年屑焚石五千五百斤宛芦屋・若松兩洲口より旅売御免被仰付候ハ、中国表塩浜有之所々、別而防州三田尻江売捌、右四ヶ年ハ相對直段上ヶ仕、其余計を以四ヶ年二百貫目余之溜銀相仕立、現穀備をも仕上ヶ可差出」と、屑焚石の領外販売について存寄書を提出した。

この存寄書は、遠賀・鞍手両郡の大庄屋兩人を中心に、享和四年＝文化元年（一八〇四）から文化四年までの四年間、毎年遠賀・鞍手両郡の屑焚石五五〇〇万斤を瀬戸内地方の塩田に販売し、その利益五〇〇貫目余を郡役所の溜銀として備え、現穀をも蓄えて農村の救済にあてようとするものであった。<sup>13)</sup> 郡役所の溜銀は郡溜ともいい、「郡切立と申候而、入用之分、兼而積前を以百姓中米錢切立相備置、右之内を以追々遣方払相立、相残ル分則郡溜と相唱候、右溜之内を以、百姓とも救等之拜借二出、又ハ事ニ渡切ニも取計候儀二候」とあるように、郡方行政のための費

用を年貢徴収の際に郡切立として農民から徴収し、郡方行政費として支出した残りを郡役所ごとに貯えたもので、主に農村の救済に用いられていた。

「山本村々井川船頭、芦屋・山鹿・若松間屋共」から出された領外販売願の取扱に苦慮していた郡奉行坂田新五郎は、この大庄屋の存寄書を採用することとし、「郡益仕組」として屑焚石の領外への販売を行わせることにしたのである。当時、遠賀・鞍手兩郡の郡役所の溜銀は、「極々無抛救筋を相立年々以溜銀相減、只今二而八一向二備銀無御座」と、すべて農村の救済のために貸し付けられてしまっており、凶年備現穀も寛政五年（一七九三）以来なくなっていたため、坂田新五郎はこの仕組を「此上も無御座永末之備相立申」ものであり、「極意百姓を強メ申儀此当之業二御座候」と位置づけたのである。<sup>66</sup> この仕組がどのような方法で実施されたのか、具体的な仕組の内容については不明であるが、この仕組が終了した翌年の文化五年（一八〇八）五月に、この兩名の大庄屋が仕組の功績によって褒賞を受けており、仕組は成果をあげたものと推測される。第4表は、文化末の各郡役所ごとの郡溜を示したものであるが、遠賀・鞍手の郡溜は銀三六貫目余となっており、文化元年に「一向二備銀無御座」といわれていたのがわずかでも増えているのは、計画通り五〇〇貫目余の利益が上がったかどうかは別として、この仕組の成果による

福岡藩の石炭政策について

第4表 文化末の郡溜銀

郡	金	銀	錢
遠賀・鞍手兩郡	兩 —	貫 匁分厘 36.500余	貫 匁分厘 —
兩柏屋 三郡 宗像	147	10.335.1.6	97.731.9.2
下座・上座 四郡 嘉麻・穂波	—	7.654.2.2	10.727.3.7
那珂・席田 四郡 夜須・御笠	53	31.338.4.5	78.503.8.2
早良・怡土 三郡 志摩	当時郡溜払切		

〔註〕九州大学法学部所蔵文書「福岡藩御免帳之事」（仮題）  
（kj18-F-23）より作成。

ものと思われる。

一方、この遠賀・鞍手両郡の「郡益仕組」が実施された文化元年の七月には、川舩船頭中の強い要請をうけた嘉麻・穂波両郡川筋見ケメ役の川津村庄屋九助・鯉田村庄屋兵九郎・片島村庄屋九右衛門の三名が、嘉麻・穂波両郡の屑焚石の領外販売を願ひ出て許可されている。この嘉麻・穂波両郡の屑焚石の領外販売は、「此節遠賀・鞍手仕組格別之儀ニ付焚石堀出候村々吟味御座候へ共、何れも運送悪鋪仕組ニ相成不申候、鯉田・川津・目尾三ヶ村は川筋間近ク御座候間、右三ヶ村為御救と遠賀・鞍手両郡御仕法ニ被準、当子年卯年迄四ヶ年之間全屑石別紙之通旅出御免被仰付被下候ハ、遠賀・鞍手ニ取組候仕法を以、百斤ニ付六文充之売上ケ錢御郡益ニ相備可申上候」と、遠賀川筋に近い鯉田・川津・目尾三ヶ村の屑焚石を文化元年（一八〇四）から文化四年までの四年間で五五〇〇万斤を領外へ販売し、一〇〇斤につき錢六文を郡益として備えようというものであった。遠賀川の上流に位置するという地理的な制約のため、遠賀・鞍手両郡のような両郡全体の仕組とはならなかったが、明らかにその仕組に準じたものであり、嘉麻・穂波両郡の「郡益」のために実施されたものであった。

遠賀・鞍手両郡の「郡益仕組」が終了した翌年の文化五年（一八〇八）には、いくつかの領外販売願が出されて許可されたが、文化六年になると藩は新しい願を出すことを五年間禁止し、焚石・石炭いしづみの領外販売願もこの間は出されなかったようである。

文化十年（一八一三）正月には、遠賀・鞍手両郡担当の郡奉行井手勘七が、「遠賀・鞍手両郡内ノ堀出候屑焚石并石炭、旅出之儀相願候共差留候様仕」と藩に願ひ出たが、文化十二年（一八一五）九月には、同じく遠賀・鞍手両郡担当の郡奉行小河織部が、「遠賀・鞍手両郡内ノ堀出候焚石、両市中廻石炭并勝浦・津屋崎・姪浜三ヶ所塩浜廻り、浦々漁焚石、村々焚料ニ相成候分ノ屑焚石夥敷相成、最前之旅出残も有之、雨天之節零流込石せニ寄候而は田島地味

劣二相成、苗指不相成所も有之候<sup>②</sup>と、遠賀・鞍手両郡の村々に屑焚石が大量に積み残され、雨天の際にはその雪が流れ込んで田畑を損なうとして、文化十三年（一八一六）から文政二年（一八一九）の四年間、毎年二月から八月までの間に屑焚石約二〇〇〇万斤ずつを領外へ販売することを願ひ出た。そして、これが認められると、小河織部は三人の大庄屋にその仕組を立てることを命じ、翌文化十三年正月に三人の大庄屋が仕組案を提出すると、これを訂正して仕組を決定した。

これによれば、この仕組は、文化十三年（一八一六）から四年間、「御郡役所仕組」として、遠賀・鞍手両郡の屑焚石を毎年二〇〇〇万斤ずつ、芦屋・山鹿・若松の三か所から三田尻を中心とする瀬戸内地方の塩田に販売するというものであり、その中心となるのは三人の大庄屋で、芦屋・山鹿・若松は遠賀郡小石村大庄屋正次郎と同郡岩瀬村大庄屋久五郎、山元は鞍手郡木屋瀬村大庄屋藤平がそれぞれ受け持った。

芦屋・山鹿・若松の三か所には会所が設けられ、各会所には第5表に示したように、改方・旅船方・余銭預り・見ケメなどの諸役が置かれた。改方は川船で山元から送られてきた屑焚石を川船順に問屋に割り付け、旅船方は入津順に旅船の船割を行い、余銭預りは益銭のを受け持った。また、若松には川船の運行について山元との連絡を行うため飛脚請持が置かれた。改方が屑焚石を

福岡藩の石炭政策について

第5表 文化13年遠賀・鞍手両郡焚石仕組の役人と給銭

役職	芦屋		山鹿		若松	
	人名	給銭	人名	給銭	人名	給銭
改方	儀平	500 <sup>目</sup>	藤右衛門	150 <sup>目</sup>	多太郎	500 <sup>目</sup>
旅船方	吉六	300	清七	150	藤次郎	300
余銭預り	次右衛門	100	彦五郎	50	養作	100
見ケメ	次郎八	200	藤右衛門	兼帯	正五郎	200
会所家賃	源次郎	300	藤右衛門	兼帯	又五郎	300
飛脚受持	—	—	—	—	千蔵	150

〔註〕『御仕立炭山定』132頁、文化13年正月晦日条より作成。

問屋に割り付け、旅船方が旅船の船割を行った後、屑焚石を旅船に積み込むのは問屋の役目で、問屋は芦屋・若松に各七軒、山鹿に二軒の合計一六軒あった。会所では毎日、改方・旅船方と問屋が寄り合い、それぞれの役割に基づいて屑焚石を旅船に販売した。木屋瀬村には川艦の改所が設けられ、屑焚石の斤数等を記した山元村庄屋の送り状に裏判を加えた。裏判のないものは抜け荷として処分された。

屑焚石一〇〇斤あたりの販売代銭とその内訳は、大庄屋の案によると第6表の通りで、販売代銭は芦屋・山鹿が九〇文、若松が九四文と若松の方が四文高くなっていた。これは堀川を経由する若松の方が運賃や諸雑用が多くかかったため、山元仕切井川艦運賃が芦屋・山鹿の七七文に対して若松が八〇文、御役所納余銭并諸給銭諸雑用が芦屋・山鹿の七文に対して若松が八文と、それぞれ若松の方が高くなっていたからである。問屋口銭は五文、川艦から旅船へ屑焚石を積みかえる際の所肩銭は一文であった。もっともこの大庄屋の案は、「定直段二は難見居候、別而中国塩浜辺二相望候由二付、買人旅船之者<sup>ニ</sup>爰元問屋共<sup>ニ</sup>遂熟談、屑焚石直段上ケ之心得相舎、兎角御国益ニも相成候様出精宰判可仕候事<sup>也</sup>」と、小河織部ができるだけ値段を引き上げて販売するように改めており、これより高く販売できればそれだけ郡役所の収入が増えるようになっていた。

このように文化十三年以降、遠賀・鞍手両郡の屑焚石はこの仕組によって領外へ販売されるようになるのであるが、遠賀・鞍手両郡の屑焚石がすべてこの仕組によ

第6表 文化13年遠賀・鞍手両郡焚石仕組における  
屑焚石100斤当たり販売代銭とその内訳

項 目	芦屋・山鹿	若 松
山元仕切井川艦賃共	77文	80文
御役所納余銭并諸給銭・諸雑用共	7	8
問屋口銭	5	5
所肩銭	1	1
屑焚石販売代銭	90	94

〔註〕『御仕立炭山定』130頁、文化13年正月晦日条より作成。

って領外へ販売されたのではなく、家中手山や山方仕組の焚石はこの仕組とは別にそれぞれ独自に販売されていた。大庄屋は、「近来御家中御手山其外御山方御仕組石等御座候而、口々積出ニ相成候而は対旅方江直段極行届不申、自然は紛敷儀も出来可仕哉」と、別々に販売が行われては仕組が混乱する原因になるとして、両郡の焚石はすべてこの仕組によって販売するように求めたが、小河織部は、「得と調子之上追而相伺候次第も可有之候」と確答をさせた。このため大庄屋は同年七月に、「仕組中旅出之分ハ、手山之分共一切仕組方江引受、惣問屋中江為致売捌、益錢納方も役所仕組同様ニ取立、其内ニ而諸雜費料百斤二付式文充引、相残分山持之面々江手元役所より指送り候様致度候」と、あらためて同じ願を提出したが、これも、「伺之趣尤之儀ニハ候得共、御家中手山之分并家来之者抱地ノ掘出候分共、是迄之通被成置候」と認められず、家中手山の焚石はこれ以後もこの仕組とは関係なく独自に販売が行われたのである。<sup>67</sup>

以上、文化十三年の遠賀・鞍手両郡の「御郡役所仕組」についてみてきたが、この仕組を立てた大庄屋の仕組案には「先仕組之通」という語があり、このような仕組は文化十三年が最初でなかったことがわかる。この「先仕組」がはたして文化元年の遠賀・鞍手両郡の「郡益仕組」を指しているのか、文化元年の仕組の内容がまったくわからないため判断するのは難しいが、どちらも仕組が実施された地域が遠賀・鞍手両郡であったこと、仕組運営の主体が両郡の大庄屋であったこと、販売の対象となったのが本当に屑石・悪石であったかは別として屑焚石であったことなど共通する点が多く、また、なによりも焚石の採掘制限政策のもとで「郡益仕組」あるいは「御郡役所仕組」として、遠賀・鞍手両郡の利益のために実施されたものであったことなどから、この二つの仕組は同じ性格を有していたと考えやすく、文化十三年の仕組は文化元年の仕組を引き継いだものであったと面白いと思われる。そして、この二つの郡方仕組は、焚石・石炭の生産・販売の拡大を求める農民・問屋層と、年貢収入の基礎である田畑保護のため焚石

の採掘を制限しようとする藩との矛盾・対立のなかから生み出されたものであり、農民には焚石・石炭いしづまの領外販売による利益を、藩には農村基盤を強化するための資金をもたらしすことを可能としたのであった。しかし、藩の石炭政策はあくまで焚石の採掘制限にあり、仕組による利益も農村基盤を強化するための資金であって、藩財政の直接的な増大を目的とするものではなかったのである。

## 五 焚石の積極的採掘・販売政策

文化元年（一八〇四）および文化十三年（一八一六）の仕組は、遠賀・鞍手両郡の「郡益仕組」あるいは「御郡役所仕組」として、両郡の屑焚石を領外へ販売し、その利益を遠賀・鞍手両郡の農村基盤の強化のために用いようとしたもので、藩の石炭政策の基本はあくまで焚石の採掘制限にあった。

しかし、文政期に入ると藩財政の窮乏に直面した福岡藩は、商品生産・流通の発展に対応して、領内の特産品を積極的に領外へ販売し、これによって藩財政収入の増大をはかろうとするようになった。文政九年（一八二六）に実施された国産仕組は、生蠟や鶏卵など福岡藩の特産品を積極的に領外へ販売しようとしたもので、焚石もこの国産仕組の影響のもとに積極的に採掘・販売が行われるようになるのである。

ところで、『福岡県史』第二巻下冊には戊二月の「御達ケ条」が収録されており、『福岡県史』はこの戊年を天保九年（一八三八）と推定している。『福岡県史』がこれを天保九年とした積極的な理由は明らかではないが、『福岡県史』が刊行された昭和三十八年（一九六三）当時は、石炭の専売は天保八年に始まったとするのが通説となっており、おそらくそれにしたがって天保九年としたものと思われる。しかし、この「御達ケ条」の第一六条には、「遠賀堀川筋焚石船通船令停止候」と、若松へ抜ける堀川を焚石船が通ることを禁止する条文があり、この規定に従えば若松か



ら焚石を積み出すことはできないのである。天保八年の焚石仕組では若松と芦屋に焚石会所が設けられ、この二か所から焚石の積み出しが行われていたことは明らかであるから、この「御達ケ条」の規定は天保八年の焚石仕組と矛盾することになる。ところが、文政九年の仕組では、「芦屋八交易便利宜敷、且鶏卵会所も同所互有之、取しらへ出役等之都合宜敷候付、旁芦屋一口々洲口出取斗置候」と、当初は芦屋からのみ積み出しが行われていたのである。また、文政九年の仕組の収支を記した「文政九戌年焚石売立御益并右二掛諸雑用一切諸払惣勘定帳」(以下、「惣勘定帳」と記す)にも、川舩から旅船へ焚石を積みかえる際の「所肩銭」は芦屋の分しか記されておらず、若松についてはまったく記されていない。こうしたことから、「御達ケ条」の作成年代は天保九年とするよりも、十二年前の文政九年とした方がよいように思われるのである。

また、同じ『福岡県史』第二巻下冊には三通の戌年と一通の年不詳八月の<sup>(甲)</sup>一太文書が収められており、この戌年も『福岡県史』は天保九年と推定しているが、これらは、「若松口江拔々積出候儀等は無之哉」、あるいは「四郡之焚石抜売等無之哉」とあるように、吉田村の円蔵に堀川を通じて若松へ抜け売りしようとする焚石を取り締まるように命じたもので、「御達ケ条」の第一六条の規程に対応しているのである。また「惣勘定帳」には、「九貫文八 吉田村国蔵焚石・石炭堀川通船改苦勞渡」とあるが、これは、戌正月の一太文書に記された焚石の堀川通船改方受持の苦勞六〇文銭一〇〇目と、<sup>(甲)</sup>八月の一太文書に記された石炭の堀川通船改方受持の苦勞六〇文銭五〇目を合わせた<sup>(乙)</sup>六〇文銭一五〇目<sup>(丙)</sup>丁銭九貫文のことであり、このことから、この四通の一太文書は「御達ケ条」同様、文政九年のものとした方がよいように思われるのである。

このように、「御達ケ条」と四通の一太文書は、「惣勘定帳」とともに文政九年の仕組に関するものであることが明らかとなったのであるが、これらの史料から文政九年の仕組は、およそ次のようなものであったことがわ

かる。

まずこの仕組は、「遠賀・鞍手・嘉麻・穂波四郡の掘出候焚石、当戊年より五ヶ年之間、旅売御免被仰付候二付、於芦屋町二会所相立売捌取計事二候」とあるように、遠賀・鞍手・嘉麻・穂波の東四郡で採掘される焚石を、文政九年（一八二六）から天保元年（一八三〇）までの五年間の予定で領外へ販売しようというものであった。

焚石丁場については、仕組がはじまる前年の文政八年（一八二五）十一月二十八日に、遠賀・鞍手両郡の郡役所が両郡の大庄屋八人に宛てて、「焚石山所村々書出之内、只今堀方いたし差支無之相見候ヶ所先ツ書拔、別帳之通御郡代・御山奉行並引合之上、吟味役来月六日、七日比見分として廻村有之候条、其心得見分順致村割、書付右日限前芦屋鶏卵会所並指出可申候」と、焚石を採掘しても支障のない場所を書き抜いて芦屋鶏卵会所まで提出するようになっている。このときの「遠賀・鞍手焚石山書拔」によると、遠賀・鞍手両郡の焚石丁場は第7表のとおりであり、

第7表 遠賀・鞍手両郡の焚石丁場数

郡	村	焚石丁場数
遠賀郡	馬場山村	1
	楠橋村	2
	山鹿村	2
	高須村	1
	浅川村	1
	岩瀬村	2
	杵村	1
	古賀村	1
	小計	11
鞍手郡	宮田村	1
	長井鶴村	1
	鶴田村	5
	勝野村	6
	御徳村	16
	赤地村	19
	直方町	1
	山辺村	6
	中泉村	1
	下境村	10
	植木村	1
	木月村	1
	下大隈村	1
	芹田村	1
	小計	70
両郡合計		81

〔註〕吉柳文書「御触状写」文政8年  
(5072)より作成。

遠賀郡は八か村で一一か所、鞍手郡は一四か村で七〇か所、合計八一か所となっていた。

「御達ケ条」は焚石丁場の取締りについて達したものであるが、これによれば、「御仕組焚石丁場江雇入候旅人統而山元見ケメ役之者々生来相改、提札相渡召仕候」と、焚石丁場で雇い入れる旅日雇いは山元見ケメ役が身元を調べて提札を渡し、一人につき一二文ずつの提札銭を徴収することになっていた。村内の農民が焚石丁場で働く場合も、庄屋が調べて耕作に支障がなければ大庄屋へ届けて提札を渡すことになっていた。また、「身帶有之百姓二而も、當時農方之助二可相成者ハ、吟味之上本文之通可取計候」と、困窮した百姓だけでなく、それなりの資産がある百姓も焚石丁場で働くことを認めていた。

焚石丁場には棒杭・山所高札を立ててその所在を明らかにし、庄屋は絶えず焚石丁場を見回って田畑等に問題が生じないよう注意しなければならなかった。また、「新丁場見立候はハ、於村方重畳取しらべ、石置場等田畠之費は仮令纒之事にて、作毛之穿鑿二も不及地所たり共、後來訖度仕戻之道相立、地主相對取拘り候上可願出候」と、新たに丁場を開いて焚石を採掘する場合は、村方において十分に調査し、石置場等はたとえ耕作に支障がないところであっても、採掘が終ればもとに戻せるようにし、地主と契約の上願い出るようになっていた。

文政九年七月朔日には、遠賀・鞍手両郡の免方役所が焚石丁場の取扱について次のような達を出している。<sup>100</sup>

一 旅出新丁場ハ此方役所江可願出候、且郡役所江も可申出候、遂吟味候上可及差図候事

一 百姓焚料丁場、是迄之通此方役所江可願出候、遂吟味否可及差図候、古口浚或ハ口明ケ替等も右二準候事

一 旅出丁場、古口浚、又ハ口明ケ替等之ケ所ハ、吟味役見分之上否差図有之管二候条、此方役所江も右之趣可相届

候事

一 百姓焚料丁場差免置候内、余分之出石見込有之、追而旅出相願候ケ所、此方役所江可申出候、遂吟味否可申

福岡藩の石炭政策について

## 付候事

一百姓焚石丁場兼而差免置候内、焚料二余り候分少々旅売相望候ハ、其段芦屋会所可申出候、於同方否指図有之筈二候、勿論右之趣此方役所<sup>江</sup>も可申出候事

この達から、焚石丁場には旅出丁場と百姓焚料丁場の区別があり、旅出丁場は領外への販売を目的として採掘を行うものであるが、百姓焚料丁場であっても、「余分之出石見込」がある丁場や、「焚料二余り候分」は、できるだけ領外へ販売させようとしていることがわかる。

仕組の諸役としては、洲口番四名のほか、焚石頭取や見ケメ役等があった。「惣勘定帳」によれば、焚石頭取は二名、見ケメ役は三名で、会所には会所手代が二名置かれていた。このほか、「惣勘定帳」には焚石役掛り之者苦勞渡が二八六貫文余計上されており、人数は不明であるが焚石役掛り之者がかかりいたと思われる。

また、この仕組では、すでに述べたように文政九年の開始当初は、会所は芦屋にのみ設けられ、若松に通ずる堀川には車返に改所が置かれて、吉田村円蔵が堀川を通過する焚石の取締りを命じられていたが、若松からの要求や、「同所(若松)積出候得ハ買積船往来も近く、焚石直段芦屋口<sup>ノ</sup>四、五文程も相増候<sup>⑩</sup>」という山元や川艦船頭の要求によって、文政十年十一月からは若松にも会所が設けられるようになった<sup>⑪</sup>。

文政九年の仕組による会所の収支は、「惣勘定帳」から知ることができる。第8表は、その収支を示したものであるが、これによれば会所は文政九年二月から十二月の間に四六〇三万斤余の焚石を販売し、一万二五七一貫文余の収益を得ている。一〇〇斤につき二七文余の収益である。問屋口銭は表には示していないが、一〇〇斤につき三文で、一三八〇貫文余となっている。文化十三年の仕組の際の問屋口銭は一〇〇斤につき五文であったから、この仕組の問屋口銭は大きく引き下げられていることがわかる。山元からの焚石の買入れ価格は、第9表のように一〇〇斤につき

第8表 文政9年焚石仕組における焚石会所収支

金額	摘要
貫文 12,571.074	御益并山元沓文除・所肩銭・洲口浚備銭・神納銭・御家中手山益銭共一切
437.134	山元沓文除村々渡 100斤二付1文
371.383	芦屋町所肩銭 100斤二付1文
83.736	同所洲口浚備并神納銭共(旅船1,163艘) 1艘二付72文
4.764	同神納銭(西浦廻沖船397艘) 1艘二付12文
23.174	西浦廻り二掛ル分、下三緒村周助証抛銭 100斤二付1文
653.522	御家中手山石益銭山主渡 100斤二付18文
10,997.361	御益銭
37.967	焚石仕組初発直段為取調子、植木村香月五三郎・飯塚宿四方平中国筋塩浜江指立候付、旅用相渡候入切
10.146	右同断二付兩人苦勞渡
2.530	焚石仕組取起二付、芦屋町庄屋苦勞致し候付、心付渡
3.385	焚石旅充一件二付、間屋又七中国筋江指遣候節、用心銀相渡候入切
6.	焚石値段極取組候長州三田尻国本万治、芦屋町江参候節、滞留中賄料
5.040	国本万治江為挨拶指遣候分
78.	焚石・石炭両会所二取用候家借賃
38.402	会所附夜具新規仕立代
109.776	会所取繕大工作料并諸品買入代紙墨代共
34.080	四郡船庄屋中并焚石会所手代兩人致出情候付褒美渡
11.450	焚石丁場之高札并棒杭、其外山元掘方旅人提札仕渡代共
93.	潤野村焚石丁場依頼石代増救渡
63.817	会所并村々ニ而焚石役掛之者止宿賄代
33.600	焚石并石炭仕組二付而、芦屋洲口番事増骨折候二付、為心付相渡
28.800	焚石頭取、同見ケメ役召連夫賃銭投渡分
9.	吉田村円蔵焚石・石炭堀川通船改苦勞渡
6.312	焚石役掛り之者所々ニ而召仕候夫賃銭
286.912	焚石役掛り之者苦勞渡
187.	御国内塩浜廻并浦々漁焚石益銭仕組、以前遠賃・鞍手・嘉麻・穂波郡代役并御徳村分ハ、同郡掛り山方役所仕組ニ相成来候間、仕組以前三ヶ年拼ヲ以代銭高引除、三ヶ所役所江引付候分
9,952.144	焚石売立全御益銭之分(60文銭ニシテ165貫869匁6厘)

〔註〕杉原慶一文書「文政九戌年焚石売立御益并右二掛諸雑用一切諸払惣勘定帳」  
 (『福岡県史』第2巻下冊、260頁)

八〇文で、「川船運賃并山元渡」は文化十三年の仕組のときとまったく同じ七七文となっている。こうしたことから、この仕組における焚石一〇〇斤当りの販売価格は、焚石の買入れ代銭八〇文に会所収益の二七文余と問屋口銭の三文を加えた一一〇文余であったことがわかる。文化十三年の仕組の際の芦屋での販売価格は九〇文であったから、三〇文ほど価格が上昇していることになる。

この会所の収益から、山元宍文除村々渡、芦屋町所肩銭（一〇〇斤につき一文で、文化十三年の仕組のときと変わっていない）、同所洲口渡備并神納銭共等を引いた一万九九七貫文余が、会所の諸経費を含んだ利益（御益銭）となり、焚石一〇〇斤当りにすると二三文余となる。これは、文化十三年の仕組の際の「御役所納余銭并諸給銭・諸雑用共」にあたるが、文化十三年の「御役所納余銭并諸給銭・諸雑用共」は、大庄屋の見積りによれば七文であったから、文政九年の諸経費を含んだ利益は三倍以上になっていることがわかる。文政九年の仕組による会所の純利益は、この会所の諸経費を含んだ利益（御益銭）一万九九七貫文余から第8表にある諸給銭・諸雑用の合計一〇四五貫文余を差し引いたものとなり、丁銭で九九五二貫文余、六〇文銭にして一六五貫八六九匁余となった。もっとも文政九年の諸経費のうち二七六貫文は、「御仕組初年二付、臨時御遣り出分、已後ハ出財無之」とあるように、仕組を始めるにあたって必要となった臨時の経費で、次年度からは不要となるものであった。

以上の検討からわかるように、文政九年の仕組は、川船運賃并山元渡や所肩銭などの諸経費のように、文化十三年の仕組をそのまま引き継いだ点もみられるが、異なる点のほうが多い。その第一は、文化十三年の仕組が遠賀・鞍手

第9表 文政9年焚石仕組における焚石100斤当たり買入れ代銭とその内訳

項 目	代 銭
極前川船運賃并山元渡共二	77文
庄屋紙墨料并村方教会所預り	1
川船寸志御益ニ加ル分	2
焚石買入れ代銭	80

〔註〕許斐安太郎文書「御達ケ条」（『福岡県史』第2巻下冊、252頁）より作成。

両郡の屑焚石を対象としていたのに対して、文政九年の仕組は遠賀・鞍手・嘉麻・穂波の東四郡の焚石を対象としていることである。第二は、文化十三年の仕組は家中手山の焚石を含んでいなかったが、文政九年の仕組は一〇〇斤につき一八文の「御家中手山石益錢山主渡」を支払っていることから分かるように（第8表）、家中手山が仕組に含まれていることである。第三は、問屋口錢が一〇〇斤につき五文から三文に引き下げられているのに対して、会所（郡役所）の諸経費を含んだ利益が七文から三文と三倍以上に引き上げられていることである。そして第四は、「御達ケ条」にみられるように、焚石丁場の統制が強化されていることである。

これらは、すべて会所の利益を最大限に確保しようとするものであり、焚石丁場に対する統制の強化も、それまでのように焚石の採掘を制限するためのものではなく、積極的に焚石を採掘することによって生じる田畑への被害をできるだけ防止しようとするもので、藩が焚石の採掘およびその領外への販売を積極的に推進しようとしていたことを示している。このように、福岡藩の石炭政策は、文政九年の仕組において、それまでの焚石の採掘制限政策から積極的に採掘・販売政策へと大きく転換することになるのである。

しかし、文政九年の仕組は、「去冬一統相達候通、厚御詮議を以、郡々非常御備御取立二付而は、為後年御備増、遠賀・鞍手・嘉麻・穂波四郡二而掘出候焚石、旅出をも御免被仰付候」とあるように、前年に設けられた非常備米の備増を目的としており、藩財政収入の増大そのものを直接の目的とするものではなかった。焚石仕組が農村基盤の強化という枠を超えて、藩財政収入そのものの増大を目的として実施されるのは、天保六年（一八三五）に、「御救方江さま／＼御仕組御引受に相成申候。是迄郡方御仕組に而焼石仕組・鶏卵仕組・生蠟仕組又は柴藤増次受持之皮座仕組不残御救方江御引受に相成」とあるように、鶏卵仕組・生蠟仕組などとともに御家中并郡町浦御救仕組の一環として御救方の受持として実施されるようになってからである。その意味では文政九年の仕組は、「郡益」を目的と

する郡方仕組から藩財政収入の増大を直接の目的とする仕組への過渡的段階にあったということができるが、焚石を積極的に採掘し、これを積極的に領外へ販売しようとする政策は、それまでの福岡藩の石炭政策にはまったくみられなかったものであり、この仕組によって福岡藩の石炭政策が新しい段階に入ったことを示しているのである。

## おわりに

これまで述べてきたことを要約すると次のようになる。

福岡藩の石炭政策は、自給的段階を脱して焚石・石炭が販売されるようになった十八世紀前半の段階では単純な生産・販売統制策が実施されていたが、十八世紀後半に瀬戸内地方の塩田で石炭焚きが始まり、遠賀・鞍手・嘉麻・穂波の東四郡の焚石が大量に瀬戸内地方に積み出されて、福岡・博多両市中の石炭が不足・高騰すると、天明八年（一七八八）には石炭仕組が実施され、石炭市場の安定をはかるために、焚石・石炭の領外販売を禁止し、東四郡の石炭を福岡・博多両市中に回漕して、公定価格で販売する政策が実施されるようになる。

この石炭仕組は寛政三年（一七九一）春に中止されるが、焚石・石炭の領外販売禁止政策はその後も維持されたままであり、その一方で焚石・石炭の生産は拡大したため、領内市場の縮小と焚石・石炭の増産による需給の極端な不均衡が生じるようになった。

このため藩は、焚石の採掘を領内需要にあわせて制限するようになるが、これによって焚石・石炭の生産・販売を求める農民・問屋層と藩との対立が深まり、この矛盾・対立のなから文化元年（一八〇四）に「郡益」を目的とする郡方仕組が成立することになる。しかし、この時期における藩の石炭政策はあくまで焚石の採掘制限にあり、仕組による利益も農村基盤の強化をはかるために用いられていた。



文政期に入ると藩財政の窮乏が激化し、藩は商品生産・流通の発展に対応して、領内の特産品を積極的に領外へ販売して藩財政収入の増大をはかるようになり、文政九年（一八二六）には、国産仕組の影響のもとに焚石を積極的に採掘・販売する仕組が実施され、天保六年（一八三五）には、御家中井郡浦御救仕組の一環として鶏卵仕組・生蠟仕組などとともに財政収入の増大を直接の目的とする焚石仕組が実施されるようになる。

このようにみてくると、福岡藩の焚石仕組を、遠藤氏や隅谷氏のように藩が焚石の販売収益を独占しようとしたものとするのも、松下氏のように本百姓体制の維持乃至再建をめざす封建政策の一環として位置づけるのも、どちらも一面的にすぎることがわかる。すなわち、焚石仕組には本百姓体制の維持乃至再建をめざす封建政策の一環としてのものと販売収益を独占しようとするものとの二つの仕組があり、本百姓体制の維持乃至再建をめざす封建政策の一環として成立した焚石仕組が、販売収益を独占する焚石仕組へ発展したとみることができるのである。

しかし、焚石を積極的に採掘・販売しようとした文政九年の仕組は文政十一年に廃止されたあと、<sup>105</sup>郡方仕組として実施され、<sup>106</sup>天保六年の御救方による仕組も、天保八年（一八三七）二月に廃止されたあとには郡方の受持となり、<sup>107</sup>さらに天保十一年（一八四〇）十月には、三年間の予定で御仕組方の受持によって、<sup>108</sup>「御当用御仕組」として実施されるなど、<sup>109</sup>焚石仕組の受持がめまぐるしく変化している。焚石仕組の受持が郡方であったか、御救方あるいは御仕組方であったかは、その仕組が「郡益」を目的とする郡方仕組として実施されたのか、御救方あるいは御仕組方と名称は異なるが、藩財政収入の増大を直接の目的として実施されたのかを意味しており、このめまぐるしい受持の交代は、福岡藩の焚石仕組がこの二つの仕組のどちらを基本とするかという点で大きく揺れ動いていたことを示しているのである。

したがって、今後はずなせ福岡藩では焚石仕組の基本的なあり方をめぐって大きく揺れ動いていたのかという点が問

題となってくるのであるが、この問題は、郡方仕組であれ、御救方あるいは御仕組の仕組であれ、そのなかに生蠟や鶏卵などの仕組が含まれていることからわかるように、すでに焚石仕組固有の問題としては捉えられない問題を含んでおり、福岡藩の産物仕組全体の問題として、さらには福岡藩の財政構造あるいは財政政策全体の問題として考えていく必要があるのである。

## 註

- (1) 遠藤正男「徳川後期筑前地方に於ける石炭鉱業の発展——その仕組法を中心として——」(上)(下)、『社会経済史学』三巻二号・三号、一九三三年、のち『九州経済史研究』(日本評論社、一九四二年)に収録。
- (2) 瓜生二成「遠賀川流域に於ける石炭運送の史的展望——第一報遠賀川の水運——」(『若松高等学校研究紀要』五号、一九五三年)。
- (3) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』(岩波書店、一九六八年)。
- (4) 福岡県立図書館所蔵黒田家文書一八一〜一八三。藤本隆士編『御仕立炭山定』(福岡大学研究所、一九七八年)。
- (5) 松下志朗「福岡藩の焚石・石炭旅売仕組について」(『近代経済の歴史的基盤』ミネルヴァ書房、一九七八年)、同「福岡藩の石炭仕組と農村について(上)(下)」(『筑豊炭鉱遺跡研究会会報』三号・四号、一九七九年・一九八〇年)。
- (6) 永末十四雄「藩政中期における石炭利用と石炭産業の形成」(『エネルギー史研究』一五、一九九一年)。
- (7) 『福岡県史資料』第一輯、三九一頁。
- (8) 『福岡県史資料』統第四輯、六六四頁。
- (9) 元禄二年(一六八九)刊の井原西鶴『一目玉銚』巻之四には「○黒崎 石を焼く所也」(『定本西鶴全集』第九巻、二八五頁)と、遠賀郡黒崎で石炭を焼いていた記述があり、ケンペルの『日本誌』にも、元禄四年(一六九二)の江戸参府の際、鞍手郡

木屋瀬から黒崎へ向かう途中で数か所の石炭坑をみたことが記されている(『ケンプフェル江戸参府紀行』上巻、二三九頁)。

(10) 宝永六年(一七〇九)に刊行された『大和本草』には、「賤民これをとりにてうる」(『益軒全集』六巻、七三頁)と、「賤民」によって販売されていたことが記されている。

(11) 「筑前炭坑史料」(『福岡県史料叢書』第七輯、一九四九年、一七頁)。遠藤正男「徳川時代の炭坑労働者」(『経済学研究』六巻二号、一九三六年、六四頁、のち『九州経済史研究』(日本評論社、一九四二年)に収録)。

(12) (13) 井ノ口家文書「勝浦村字塩浜築立開キ一切帳写」(『津屋崎町史』資料編上巻、一九九六年、二一六頁)。

(14) 木村俊隆『宗像の塩浜』(一九八三年)八四頁。

(15) 『石城志』一一七頁。「福岡藩民政誌略」(『福岡県史料』第一輯、三九一頁)。

(16) 「福岡藩民政誌略」(『福岡県史料』第一輯、三九一頁)。

(17) 焼き返しの方法は、時代は下るが、滝沢馬琴の「兎園小説余録」に、筑後稲荷山の話として、「山間に二三間四方程に、かりに屋根を拵、一尺ほど生石を敷並べ、火を入候て其宜焼候時、灰をかけ候へば、かたまり候よし」(『日本随筆大成』(第二期)五、三九頁)とあり、西尾銈次郎の『日本鉱業史要』(一九四三年)は、「其製法は三池にては数十箇所に石炭三四萬斤宛を高さ二・三尺の方形に積み上げ、其上にから一通りを並べ、其間の石炭に点火し、十一・二日を経て土を除けば石炭は変じしからとなる。歩当りは原料石炭の三分一なり」(九〇頁)としている。

(18) 「福岡藩民政誌略」(『福岡県史料』第一輯、三九一頁)。

(19) 「博多津要録」元文二年三月二十一日条(『博多津要録』第二巻、西日本文化協会、一九七六年、一二頁)。

(20) (22) 「筑前炭坑史料」一八頁。

(23) (25) 『御仕立炭山定』四頁、明和九年八月十四日条。

(26) このとき加瀬屋利八は、年に三〇目の運上銀を上納することを申し出ているが、「運上銀、只今不及被申付候条、追而商売相

福岡藩の石炭政策について

応二可被仰付候」(『御仕立炭山定』五頁、明和九年八月十四日条)と、運上銀の上納は免除されている。明和二年(一七六五)二月の「諸商売運上段取」によると、「石炭売座元」の運上銀は二五匁であったから(『福岡県史』第二巻下冊、二三七頁)、藩が加瀬屋の運上銀を免除したのは、東四郡の石炭をできるだけ福岡・博多両市中へ回漕させようとする意図があったものと思われる。

(27) 村上正祥「塩業における石炭焚きの始まり」(『日本塩業の研究』第一四集、一九七三年)。

(28) 河手龍海『近世日本塩業の研究』(塙書房、一九七一年)一七〇～一七九頁。

(29) 直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」(解説七九―四) 天明八年十二月朔日条。この史料は、直方市史編纂室が市史編纂のため黒田家文書「御仕立炭山定」(二八一―一八三)のなかから樫炭・石炭関係の史料を筆写した原稿用紙を綴じたものであるが、本文で引用した天明八年十二月朔日条の申十一月付け郡奉行富永甚右衛門伺書およびこれに続く申十二月付け郡奉行富永甚右衛門伺書は、現在福岡県立図書館に所蔵されている「御仕立炭山定」には存在せず、藤本隆士編『御仕立炭山定』(福岡大学研究所、一九七八年)にも収録されていない。「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」は筆写順序や綴じ方など必ずしも年代順にはなっていないが、この天明八年十二月朔日条の申十一月付け伺書および申十二月付け伺書の原稿用紙には二七一―三四から二七―四八および二七―四九から二七―五九の番号がつけられている。そして、この前の二七一―二三から二七―三三は、『御仕立炭山定』三三頁下段一行目から三六頁上段七行目までの天明八年十二月朔日条にあたり、原本ではちょうどこの条が終わったところで丁が変わっていることから、現在「御仕立炭山定」に存在しない部分はおそらくここに綴じられていたものと思われる。現在福岡県立図書館に所蔵されている「御仕立炭山定」(自明和二年八月二十八日至寛政十一年十一月二十八日)は当初一冊であったものを三冊(一八一A～C)に綴じ直したものであるが、直方市史編纂室が筆写した当時はまだ一冊の状態であり、三冊に綴じ直す際になんらかの理由でこの部分が欠落したのではないかと思われるが詳細は不明である。なお、申十一月付けの伺書は『直方市史』資料編下巻に入黒田家文書二七〇とし

て収録されているが（三八七頁）、後半は省略されており、申十二月付け伺書は未収録である。

(30) 檜垣文庫「記録」(八一—一) 天明八年九月条。この史料中の石炭関係の記事は、檜垣元吉「九州石炭史の研究——筑前仲原記録——」(『史淵』五〇輯、一九五一年、のち『近世北部九州諸藩史の研究』(九州大学出版会、一九九一年)に収録)にほとんど紹介されているが、史料の引用は原史料によった。

(31) 直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」(解説七九—四) 天明八年十二月朔日条。

(32) この時、藩は石炭だけでなく松割木薪や樫炭についても仕組を実施しており、この三つを合わせて「松割木薪・石炭・樫炭三仕組」といった(『御仕立炭山定』五〇頁、寛政三年十二月二十四日条)。

(33) 直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」(解説七九—四) 天明八年十二月朔日条。

(34) 『御仕立炭山定』四三頁、寛政元年八月朔日条。

(35) 檜垣文庫「記録」(八一—一) 天明八年十二月条。

(36) (37) 直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」(解説七九—四) 天明八年十二月朔日条。

(38) 『御仕立炭山定』三三頁、天明八年十二月朔日条。

(39) 『御仕立炭山定』四二頁、寛政元年三月十八日条。

(40) 直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」(解説七九—四) 天明八年十二月朔日条。『直方市史』資料編下巻三八七頁。

(41) 天明八年五月から秋末までに、八、九百万斤の焚石が芦屋まで積み出されていたが、この焚石は冬までに勝浦・津屋崎両塩福岡藩の石炭政策について

## 経営と経済

三十八

浜に買い上げさせ、少し残った焚石も来早春にかけて両塩浜に買い上げさせることになっていた。

- (42) 直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」(解説七九―四) 天明八年十二月朔日条。『直方市史』資料編下巻三八七頁。

- (43) しかし、それまで三田尻方面の塩田へ焚石・石炭を販売していた若松の間屋が豊前の焚石と偽って抜け売りするなど(黒田家文書「秘記郡町浦御用帳」寛政元年三月十七日条、抜け売りはあとを絶たなかったようである)。

- (44) (45) 直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」(解説七九―四) 天明八年十二月朔日条。『直方市史』資料編下巻三八八―三八九頁。

- (46) 直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」(解説七九―四) 天明八年十二月朔日条。

- (47) 寛政元年の石炭の川下げ願高は一六万七〇五〇俵であり、一部浦々の漁焚物として販売される以外は、残らず両市中に廻送して販売されることになっていた。

- (48) 直方市立図書館所蔵直方市史編纂資料「黒田家文書 御仕立炭山定 樫炭・石炭史料」(解説七九―四) 天明八年十二月朔日条。

- (49) 檜垣文庫「記録」(八一―一) 天明八年十二月条。

- (50) 檜垣文庫「記録」(八一―一) 寛政二年十一月条。

- (51) 檜垣文庫「記録」(八一―一) 寛政二年十二月条。

- (52) 檜垣文庫「記録」(八一―一) 寛政三年正月条。

- (53) 檜垣文庫「記録」(八一―一) 寛政二年十一月条。

- (54) 『御仕立炭山定』四二頁、寛政元年八月朔日条。

- (55) 『御仕立炭山定』四九頁、寛政三年十二月二十四日条。
- (56) 寛政五年（一七九三）になった加藤一純・鷹取周成編『筑前国統風土記附録』は、「燃石本編に見ゆ。糟屋郡・遠賀郡・鞍手郡・嘉麻郡・穂波郡等より出づ。これを焼て炭とし販く。近年は殊に多く掘出す。民用に便なり。焼て炭とならざる有。これを賤民薪にかへ用ゆ。嘉麻・穂波・鞍手の諸村にて焼たるハ、皆蘆屋に出し船に積み、福岡・博多に漕廻して販く。これを蘆屋炭と云。近年早良郡鹿原村の内にもこれをとる」(『筑前国統風土記附録』下巻、一二〇頁)と記している。さきに本文で引用した元禄期の『筑前国統風土記』に比べて、焚石・石炭の生産・販売が大きく発展していることがわかる。「皆蘆屋に出し船に積み、福岡・博多に漕廻して販く」とあるのは、石炭仕組の状況を記したものであろう。
- (57) 『御仕立炭山定』六一頁、寛政五年二月二十一日条。
- (58) 『御仕立炭山定』六五頁、寛政六年五月四日条。
- (59) (60) 『御仕立炭山定』八三頁、寛政十年二月十四日条。
- (61) 檜垣元吉『唐津藩石炭史の研究』(『史淵』八二輯、一九六〇年、のち『近世北部九州諸藩史の研究』(九州大学出版会、一九九一年)に収録)。
- (62) 『御仕立炭山定』六一頁、寛政五年二月二十一日条。
- (63) 『御仕立炭山定』六二頁、寛政五年二月二十一日条。
- (64) 『御仕立炭山定』八三頁、寛政十年二月十四日条。
- (65) 『御仕立炭山定』六六頁、寛政六年五月五日条。
- (66) (68) 黒田家文書「町郡浦御用帳 雑之部」寛政十一年四月二十八日条。
- (69) 黒田家文書「町郡浦御用帳 願之部」寛政十一年五月三日条。
- (70) 黒田家文書「町郡浦御用帳 雑之部」寛政十二年三月三日条。

福岡藩の石炭政策について

- (71) (73) 『御仕立炭山定』九五頁、享和四年二月十日条。
- (74) 同時に「石炭は近年両市中廻り売捌不宜甚及困窮居申候」(『御仕立炭山定』九七頁、享和四年二月十日条)と、毎年石炭二万俵を領外へ販売することを願ひ出ている。
- (75) 九州大学法学部所蔵文書「福岡藩御免帳之事」(仮題)(Kj一八一F一三三)。
- (76) 『御仕立炭山定』九六頁、享和四年二月十日条。
- (77) 『御仕立炭山定』一〇八頁、文化五年五月十五日条。
- (78) 『御仕立炭山定』九九頁、文化元年七月二十三日条。
- (79) 文化五年三月に仕組の出残分の屑焚石・石炭の旅出願が出されているほか(『御仕立炭山定』一〇六頁、文化五年三月晦日条)、山鹿魚町石炭問屋兵七郎から石炭の領外販売願(同一〇六頁、文化四年四月二十一日条)、穂波郡幸袋村石炭問屋正七から同郡相田村で焼いた屑石炭の領外販売願(同一〇六頁、文化五年三月二十四日条)、楨玄蕃の家来で遠賀郡中間村居住岩津九六から屑焚石の領外販売願が(同一〇八頁、文化五年五月七日条)出されている。
- (80) 檜垣元吉「福岡藩」(『物語藩史』第八卷、人物往来社、一九六五年)三四四頁。
- (81) 『御仕立炭山定』一六頁、文化十年正月十日条。
- (82) 『御仕立炭山定』一二七頁、文化十二年九月二十一日条。
- (83) 『御仕立炭山定』一三〇頁、文化十三年正月晦日条。
- (84) 『御仕立炭山定』一三六頁、文化十三年七月十三日条。
- (85) 『御仕立炭山定』一三六頁、文化十三年七月十三日条。
- (87) 文化十三年の仕組は文政元年(一八一八)十一月、四年の期限が終了しないうちに中止された。仕組が中止された理由は明かではないが、「遠賀・鞍手・嘉麻・穂波四郡を掘出候焚石屑石共、旅出被相留」と、遠賀・鞍手両郡だけでなく嘉麻・穂波両郡の販売も中止されており、「御家中願濟候面々」も同時に販売が制限されている(『御仕立炭山定』一四七頁、文政元年寅十一月二日条)。



- (88) 『御仕立炭山定』一三二頁、文化十三年正月晦日条。
- (89) 文化元年に嘉麻・穂波両郡が遠賀・鞍手両郡とは別に独自に屑焚石の領外への販売を行っていたことはすでに本文で述べたが、文化十三年の場合も、「嘉麻・穂波両郡内より掘出候焚石屑、田嶋之妨二相成候付、旅売御免之儀相伺候趣、委細郡町浦之部二譲之」(『御仕立炭山定』一三九頁、文化十四年三月二十四日条)、あるいは「嘉麻・穂波両郡より掘出候屑石旅出之儀、去丑年伺二よつて御免被仰付置候処、右之分二相増旅出之儀相伺候趣、郡町浦之部委し」(『御仕立炭山定』一四六頁、文政元年四月二十五日条)とあって、遠賀・鞍手両郡とは別に独自に領外への販売を行っていたことがわかる。しかし、嘉麻・穂波両郡の領外への販売が遠賀・鞍手両郡と同じような仕組によって行われたかどうかは不明である。
- (90) 文政九年の国産仕組については、「福岡藩民政誌略」に、「文政九年国産仕組受持といふ職を置き、榎蠟鶏卵を専らとし、他の産物を併せて、売買せしめられしかども、利なくして、同十一年廃せられぬ」(『福岡県史資料』第一輯、三八九頁)とあるのみで、その詳細は不明である。上野勝従は、弘化二年(一八四五)に書かれたと推定される存寄書において、福岡藩の収入を、収穫米及雑穀代八〇万九四九四両、生蠟売上代二万両、鶏卵売上代八八二三両、焚石売上代一〇〇〇両と推定している(遠藤正男「福岡藩財政改革論の一例」『九州文化』一卷三号、一九三四年、八頁)。
- (91) 許斐安太郎文書(『福岡県史』第二卷下冊、二五〇頁)。
- (92) 遠藤正男「徳川後期筑前地方に於ける石炭鉱業の発展」(上)(下)『社会経済史学』三卷二号・三号、一九三三年、のち『九州経済史研究』(日本評論社、一九四二年)に収録。
- (93) 『御仕立炭山定』一六四頁、文政十年十一月二十八日条。
- (94) 杉原慶一文書(『福岡県史』第二卷下冊、二六〇頁)。
- (95) 『福岡県史』第二卷下冊、二五四〜二五六頁。

- (96) 一太文書戌正月〔『福岡県史』第二卷下冊、二五四頁〕。
- (97) 一太文書八月〔『福岡県史』第二卷下冊、二五五頁〕。
- (98) 一太文書戌正月〔『福岡県史』第二卷下冊、二五四頁〕。
- (99) (100) 吉柳文書「御触状写」文政八年(五〇七二)。
- (101) 『御仕立炭山定』一六四頁、文政十年十一月二十八日条。
- (102) 文政九年の仕組は、最初は焚石だけを対象としていたが、同七月からは石炭も仕組に加えられた〔『御仕立炭山定』一五八頁、文政九年七月二十日条〕。
- (103) 一太文書「申渡覚」〔『福岡県史』第二卷下冊、二五五頁〕。
- (104) 「加瀬家記録」〔『日本都市生活史料集成』三城下町篇Ⅰ〕一六九頁。
- (105) 文政十一年に廃止されたことを直接示す史料は存在しないが、文政九年に開始された国産仕組は文政十一年十二月に廃止されておき〔『綜合福岡藩年表』』『福岡県史資料』第二輯、二三五頁〕、文政十二年三月には焚石の領外販売願が出されていることから〔『御仕立炭山定』一六八頁、文政十二年三月二十六日条〕、焚石仕組も文政十一年の国産仕組の廃止とともに廃止されたものと思われる。
- (106) 加藤大庄屋文書「遠鞍両郡焚石益錢御備根帳」天保四年(二〇一四)。「直方市史」資料編下巻、三九五頁。
- (107) 許山不二雄氏所蔵「若松村勝次郎日記」『福岡県史』第二卷下冊、二四八頁。
- 遠藤正男氏が検討された天保八年の「焚石会所作法書」は、この時に作成されたものであり、郡方仕組としての焚石仕組について記したものである。
- (108) 『御仕立炭山定』二三一頁、天保十一年十月三日条。
- (109) 一太文書丑二月〔『福岡県史』第二卷下冊、二五八頁〕。